

Title	Neogemeinfrein-Theorieについて
Sub Title	Über die neue Gemeinfreien-Theorie
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.8 (1965. 8) ,p.693(1)- 712(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19650801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

木下和夫編『財政政策入門』	古田 精司	97
大野信三著『現代経済学史』	松 浦 保	98
宮川 澄一 著 尾 光 司 著	『資本交流と国際金融』	原 豊 99

Neogemeinfreien-Theorie について

宇 尾 野 久

社会経済史の研究では、新説をおいかけることが必ずしも研究を革新することにならない場合が屢々ある。

Theodor Mayer や Heinrich Dannenhauer によって Führerstaat の形で提唱された初期フランク社会のいわゆる指導権 (Führertum) の問題は、市民的立憲国家や官僚制国家 (Die bürgerlichen konstitutionellen Ordnungs- und Beamtensstaaten) の理念から発したものをゲルマン古代や初期中世に敷衍したものであり、必ずしも資料的に正鵠を得たものではないと云った批判が行なわれている。

スイスの中世国制史研究者の Fritz Wernli が、A. I. Neussyehin, Die Entstehung der abhängigen Bauernschaft, 1961. とほぼ同じ頃に、その著 Die mittelalterliche Bauernfreiheit, 1959. Die Gemeinfreien des Frühmittelalters, 1960. で、右のような批判を行なっている。

コンスタンツ学派のいわゆる Königsfreiheit-Theorie が、ひろく学界に伝えられた頃、二つの受取り方があったと思われる。つまり Königsfreiheit の観点に徹底しようとした人々と、この学説を古典的な従来の研究体系の中でどれほどのウェイトを与え、またどのようにその体系の中へ自然にありこんでゆくかと云ったことにあった。

Königsfreiheit の学説形成の史的な拠点として、F. Wernli は、Karl Weller の場合をその例証としているが、この著作の発表された時期一九三四年—一九三八年代のドイツの Führertum によって統一されてゆく Führerstaat の展開でその基盤をみている。

一九三四年ヒンデンブルグ大統領が死去し、首相のヒトラーが、大統領の地位を兼摂することになり、以後その Führertum のもとでドイツ国家の政治的進展をとげることになるのであるが、このような事態を Friedrich I (Barbarossa) (1152—1190) の治世で比定し、Karl Weller は Königsfreiheit の論理を展開した。

しかし F. Wernli は、その史料の根拠がすべて薄弱であり、単に Friedrich I の人格を通して Königskraft の恩恵を述べるだけでは不十分であるとしている。

このように Volk の力を無視し、国王の Führerstaat によって国民が統率されてゆくと言った事態は、まったく上述の Führerstaat の事態によってひき起された幻覚であると述べている。

だがこのような問題は当然 F. Wernli の側にも厳格な批判の光があてられるべきであろう。

Ediggensenschaft として、Kanton の同盟から形成され、ウイールホルム・テルの伝説 (Th. Mayer) までうみだし、一九一一年に Uri, Schwyz, Unterwalden が防禦同盟を結び、一三三三年に八個、一五一三年十三個の同盟となり、一八一五年に永世中立と不可侵の旗のもとに今次大戦にもその中立をおかされなかったスイスのいわば国民的誇 (Volksstolz) の上を立つ F. Wernli は、H. Dannenbauer や Th. Mayer 説の内的理論構成の二つ一つで批判のメスをあてている。

1 Die Rechte des Volkes

Die Rechte des Volkes として、F. Wernli はオーストリア部族国家における Rex, Princeps (Adel) と Volk の二つの

Pol として言及し、ゲルマン社会の Dualismus を強調し、ゲルマン国家は貴族支配 (Adelsherrschaft) でも純粋なデモクラシー (eine reine Demokratie) でもなかったと指摘している。

従って王に無限の或いは自由な権利がなかったこと、また「*princeps*」はすべてで選ばれたものではなぐ一種の Stände (nobilitas 門地、血統貴族) によってその社会的地位が決定していた。このような princeps から選ばれた王の無限な或いは自由な権力への制限は (マジニ的な Despotismus と対置される) 同時に Volk の力の証明となる。

しかし F. Wernli は Herrschaft と Genossenschaft の相互作用がみとめられ、次第で „der herrschaftliche Pol“ が強くなると云ったダイナミックな観察を行なっている。

たしかに一元的に王権に中世の自由の根拠を求めることはきわめて困難であろう。

例えば所有の確定していない森林への王の支配は、Bann を適用しきえすれば、王の支配が貫徹するのではなく、そこに居住する Volk との現実的な折衝がまず問題となろう。そのような国制上の問題と現実の政治、社会、経済の過程を、F. Wernli は、その相互作用をみとめながらも相対的に区別している。

従って F. Wernli は、新しい国家体制での Amt-Richter の問題と Stände の問題を区別しつゝ、また部族国家 (Civitas, Stammesstaat) から展開した王国 (フランク) における社会経済的機能の担い手としての Königszinsler と Gemeinfreien とにおける Stände の問題を区別している。⁽⁴⁾

たしかに Herrschaft が形成される基盤としての、また Herrschaft と対置される対極としての Genossenschaft, Volksgemeinde をみとめる Dualismus の立場からすれば、中世の自由の源泉を一元的に Königtum と求めることは困難となる⁵⁾。

しかしそのように問題を拡大するのであるならば、問題を全社会的な次元にまでひろめ、かつて Friedrich Lütge の説

定した封建的社会経済構造の転換と Herrschaft の社会経済的上昇及び非自由民の社会経済的地位の向上に伴う部族的奴隷制からの解放、例えは puer regis, tributarius, colonus, bargildi, litus 等の展開とその Stände の影響についても触れる必要がある。

1 Die Gefolgschaft

従来この問題は Heinrich Mitteis または Alons Dopsch, G. Waitz 等によって、法制史又は国制史の問題として、Lehnwesen と並んで封建制度の基本的問題として扱われてきた。

然しながら F. Wernli などの問題として、Heinrich Dannenbauer のロマンマンの歴史社会像における Grundherrschaft の批判から始まっている。

Dannenbauer は、ロマンマンの Herr は、それによって、従士(Gefolgsleuten)の大群を維持できたような顕著な収入をブルントホルンマンナからひき出したと信じている。そして主人のホーン(Herrnhof)で自営農業(Eigenwirtschaft)が行なわれていたと認めている。⁽⁵⁾

しかし、F. Wernli は、全く反対の認識を立っている。F. Wernli は、Tacitus の Germania とは、servi や nobiles と同時に ingenuus (Gemeinfreien) が存在し、Gefolgschaftsführer の Grundherrschaft (K. Wührer, A. Dopsch) が、平和時に Krieger を養うと行ったようなことはなかった。これ等の戦士は、Bauernhof に住み、女子、老人、子供がその運営に参加していた。

従って Edeln は Grundherrschaft をもち、Gefolgschaft は seniores (Edeln) と juniores (ingenuus, Gemeinfreie) の間で成立した。

さらに王国でのみ被解放奴隷が、ingenuus や nobile の上に昇進するが、王制のしかれていない部族国家では被解放奴隷は低い地位しかもたず、むしろその事が、自由の証拠であると Tacitus は考えている。⁽⁶⁾ Tacitus のこの考えを徹底すれば、王制を共和制に至る未発達な低い段階にあり、王権による被解放奴隷の自由の拡大はむしろ社会的な非自由に通ずると云うことになる。そして F. Wernli はその点をむしろ強調するところによって Königsfreiheit の拠点を迫ることになる。⁽⁷⁾

Gefolgschaft は戦争のために定められた制度で、Volksgenossen の抑圧の手段ではなると、F. Wernli の見解は、そのような *dyktos kpatos* の思想によるものである。

ただここで農民理論と領主制理論が、Bauern (Gemeinfreien) 又は kleine Herren (nobiles) によって行なわれたと考えている自家経営農業の実態は、その呼称の全くの対立にもかかわらず、まさに ein und derselbe であり、対立しているのは両者の Idee とその歴史的对象ではない。

III Die Gemeinfreien und der Staat im Frühmittelalter

Führer は、獲物を Krieger の間に分けねばならなかった。そして信仰についても Volk は rex に強制されることなく、新しい信仰へ漸次に移って行った。王もまた Volk の同意なしに洗礼をうけようとしなかった。⁽⁸⁾

F. Wernli は、ゴットザクセンの Widukind (族長) の社会について、フロンクから支配されるようになった時、国民のみが Widukind の指導のもとで戦い、edhilingi (nobiles) はむしろこれ等の frilingi (ingenuiles) や lazzi (serviles) をフロンクの力をもって制圧しようとしたと述べている。⁽⁹⁾

いわゆる Stellinga の蜂起はそのような事態を基盤として行なわれた。Dannenbauer は、ザクセンの農民人口の大衆は、自由農民ではなした領土地 (Herrenland) を耕やし、奉仕や貢納を果たす Laten から成るとし、その証拠として、Nitard へ…

frilingis lazzibusque quorum infinita multitudo est⁽¹¹⁾ をあげている⁽¹²⁾。しかし F. Wernli はこの《quorum》と云った関係代名詞は lazzibus だたむなごと frilingis とも関係してなり、die Freien と die Liten がこの大衆を形成していたことを強調している。

この社会では Zehnten (decima) も支払わず、また Adelingen は Grafen として国民に相對していなかった。しかしこのような freies Bauernkriegerturn の代りだ、die feudale Untertanenschaft が Grafenschaft や Adelschaft を媒介としてフランクスの Königturn の Verstaatung の過程であらわれてきた。この Herrschaft の進展と同時に Christentum が普及した⁽¹³⁾。

F. Wernli はなお Königszinser の例として、フランク人の Königszinser が、その祖先が払っていた賃子を免除してくれたように八六七年にルドウィヒ王に懇願し、その代償として王に八つのマンスをひき渡し、王はこの者達に賃子を免じ、これ等の者が《habeant plenam legem, quae vulgo dicitur path》⁽¹⁴⁾ ことを命じたと述べている。これらのフランク人の Königszinser は、この法律行為以前にもその部族法 (Volksrecht) に関与していた。だが、その外のフランク人 (Ceteri Alamanni) が王の賃子を何も支払わなかったので、完全な程度に (部族法に關与して) はいなかった。若しこれらの Königszinser が外のフランク人も持っている完全な権利をうけとり得たと云う場合、これ等の者たちは、フランク人に数えられるが、それはフランクの軍事的植民者 (Militärsiedlern) に由来しはしない。そしてこのことは、pauperes もまた Gemeinfreien であった⁽¹⁵⁾。

たしかにフランク社会では旧部族法と新しい Capitularia が並存しているが、F. Wernli は、クアの司教区で問題となつたような Grafenschaft による現実の力關係による旧法の新法への吸収についても考慮すべきであろう⁽¹⁶⁾。Königszinser は Grafenschaft の管区への編入によって新しい様相を呈する。

IV Die Zentene als Institution der Freien

この問題につき F. Wernli は大要次のように述べている。

Dannenbauer が、非自由人が依存していた大領主⁽¹⁷⁾の存在を証明しようと大きな努力を払ったとすると、それは屋上屋を架すとも云うべきであろう。

Gemeinfreien から上昇した勢力のある Sippen が存在したことは、古典学説も異論のない処である。ただその資料についてはなお再考を要する。

Dannenbauer は、聖界や俗界の領主 (Herrn) の法律行為のみが、(しかもその一部分しか) 文書に記録されず、Volk のすべての法生活がずつと初期中世以後まで口頭で行なわれ、そのために人民の法生活がはっきりしないという基本事実を無視していると、F. Wernli は述べている⁽¹⁸⁾。

したがって非自由人 (Unfreie) の数が、文書に多くあらわれたからと云って、中世初期の Gemeinfreien (freie Bauern) よりその数が多かったと断定することは早計であろう。(G. Caro, Latouche, F. Wernli.)

Dannenbauer も初期中世の自由農民の存在を認めねばならなかった⁽¹⁹⁾。とくに寄進の際に自分の手で修道院の土地を耕やし、播種する義務を負っている自由な寄進者は、疑いもなく農民である。だが Dannenbauer は、Caro が Gemeinfreie と考えていた自由な寄進者を Herren であると説明することによって Caro の自由農民が多数居ると云うことの証明を論駁できると信じている。

Dannenbauer は、農民的自由人の Caro の証拠を微小なものとする事ができれば、それと同時にまた大領主に隷属する人々の数が、自由農民の数よりずっと大きかったことをも証明したことになる⁽²⁰⁾と信じた。この結論は、初期中世には、すべ

ての法律行為が文書化されたと云う前提に立っている。そして大領主の法律行為のみが、教会の書記 (notarius) によって記され、自由農民は、記録されない生活を送っていたことを無視している。⁽²¹⁾

勢力ある領主の存在は、その領主の家人 (Eigenleuten) と並んで、多数の Gemeinfreier の存在を排除しない。たとえば VII では、後期中世の領主の土地は一部にすぎず、大部分は自由な自己地の所有者 (Eigensassen) であった。

Dannenbauer は centeni の中で Militärkolonisten をなす⁽²²⁾が、Zentenaar は自由人の Vorsteher (司) であり、Graf と共に、Königszinser とは異なる⁽²³⁾の Gemeinfreien の管理者であった。

つまり下層の öffentlicher Beamter であった。そして Königszinser もまた国王の正規の公吏である伯の補佐であった Zentenaar と時々服することがあった。

Centenarius は従って Militärkolonisten の Leiter ではなく、Grafschaften (comitatus) の裁判 (Gericht) を管理していた。従って F. Wernli にとって重要なことは、自由人である限り相互に移行可能な Königszinser と Gemeinfreien の区別ではなく、Centeni が、Militärkolonie でなく、国家の Gerichtsorganisation の下部機構であり、Zentenaar がその機構の最下部の Richter であったことである。⁽²²⁾

右のような Dannenbauer に対する F. Wernli の批判にもかかわらず、両者に共通の点、しかもあいまいな点のみがみられる。

たとえば F. Wernli は次のように述べている。「ゲルマン人は『princeps』に選ばれ得ないと云う場合、Dannenbauer は正しく」⁽²³⁾「*«ex plebe»* はそれ故選擧 (Auswahl) ではない Gemeinfreien の等族 (Stand) を記している」と云うように一方では、Adel と Gemeinfreien の Stände を認めながら、他方では、すぐその後で上述のように「Gemeinfreien から上昇した勢力のある Sippen が存在したことは以前の学説も異論がなかった」と述べている。⁽²⁴⁾

このような考え方は Dannenbauer にも共通している。「非自由民はもともとほんの少数であった。永い発展の過程でより強固な等族的区別があらわれた。Sippenhäuptern 又は Dorfritzer から漸次に騎士的貴族が形成された」⁽²⁶⁾

右の Sippenhäuptern は F. Wernli の princeps と相対し、Dorfritzer は F. Wernli のいわゆる Gemeinfreien とまたるのである。若しそうであるとする F. Wernli の論議の的である Führertum を確保するとせば、Adel と Gemeinfreien の Stände の可動性 (Mobilität) (Bosl) について両者は意外にも合致していることとなる。そして括弧でつけられた可動性の媒介としての Führertum は、F. Lütge の提唱したようないわゆる Strukturwandel (社会経済構造の上昇転換) の中間項が代入されることとなる。そしてそれは Herrschaftsprinzip と Genossenschaftsprinzip の die pluralen Triebkräfte (F. Lütge) による社会の総合的な開発の発現としていうべきである。

だが、F. Wernli と Dannenbauer の間にもあらわれた⁽²⁵⁾ Sippe については、今日古典学説をそのまま無条件に承認することはできぬであろう。部族国家形成の過程で、Ostgoten が、イタリヤでテオドリクスの指揮下に他のバルバル人を包摂していたこと、⁽²⁷⁾ またメロヴィングのガリアでのローマ貴族の受容、⁽²⁸⁾ アフリカのヴァンダーレンの Dienstadel, servi, homines, colonus 等の Stände の発生は、⁽²⁹⁾ Sippe の実体及び概念を全く稀薄なものにする。

五 Die Verpflichtung dem Freien zum Heeresdienst

F. Wernli はこの問題について次のように述べている。

Dannenbauer は Königszinser 又は Militärkolonisten のみが、軍事的奉仕義務があったと信じている。⁽³⁰⁾

Dannenbauer から引用されたすべての Capitularia は Gemeinfreien の一部、つまり戦争で実際に出兵した者達についてしか使われていない。

だが多くの *Gemeinfreie* はその所有地が小さなために軍の召集に応ずる義務がなかった。それに軍事奉仕義務から解放される外の事情もあつた。*Capitularia* などの点でついで次のように述べている。

„Ceteri vero liberi homines, quos vocant *tharigildi*, volumus ut singuli comites hunc modum teneant: videlicet ut qui tantam substantiae facultatem habent, qui per se ire possint, et ad hoc sanitas et viris utiles approbaverit, vadant; illi vero qui substantiam habent, et tamen ipsi ire non valent, adiuvent valentem et minus habentem.“⁽³⁴⁾

(「*ミールゲルディ*と呼ばれる爾余のリベリ・ホミンズにつき、余は各伯が次のやり方を行なうように欲する。その者共が自分で軍事奉仕を行ないうるほどの財産をもち、またその健康と力がそれを許す者は、出陣すべし。充分な財産をもつが出陣できぬものは、僅かしか財産をもたぬが奉仕の能力あるものを出陣させるべし。)

やうに *F. Wernli* は、*田圃*は *Census regis (Königszins)* と関係がなく、*Königszins* の自由と関係があると述べている⁽³⁵⁾。このことから *Königszins* は特殊な *Stände* ではなく、*serviles* ではなく、*liberi* である限りの *Gemeinfreien* であることがことなるらう。したがって *leudes* のすべてが *Königsfreien (liberi homines)* ではなく、またその一部が *bargilden* と呼ばれていたことなるらう。

F. Wernli からは *liberi homines* ≡ *Gemeinfreien* ≻ *Königsfreien* ≻ *Königszins* = *bargildi (Freien)*、*Unfreien* ≻ *Königsunfreien* ≻ *Königszins* (*Unfreien*) とした系統を考へたのである。

しかしここで *F. Wernli* は軍制と *Stände* の問題だけでなく同時にフランクの国家権力と軍制の問題について言及してほしかった。

フランクの軍制はローマの軍制と異なり、*Volk* の自己負担で軍費をまかなつた。

ただローマの軍団での *clientela* の関係のよつてフランク社会では *seniorat* が王への *allgemeine Untertänigkeit* の下部

に存在し活用されている。

例えば、*Capitulare missorum de exercitu promovendo* 808. では「あるいはまたもしその自由人の主人が出陣すれば、その主人とともに、もしくははそのロミテとともに出陣する。」という風なその実態を明らかにしている。

vertical な *patronus-clientis* 関係に、*horizontally* に国家権力が介入して、封建化が阻止されたローマに対して、*Herr* と *Vasall* の関係が、国家に吸収され、王権が必ずしも *Volk* に絶対権をふるい得ぬフランク社会は著しい対照を示す。

従つて *F. Wernli* は、自由人の戦争奉仕義務についての王の指令の章で、*Volk* の防禦力への王の指令の価値は、発展により漸次減少したと述べている。⁽³⁶⁾

六 Der Stand der Krieger

Chlodwig (Clovis) の戦士は、*Gemeinfreie* の *Liten* ではなく、たゞ *F. Wernli* は主張している。⁽³⁷⁾ 勿論このことによつてメロヴィング時代の王権を強化し、すべての国力の伸張と統合を行なつたこの *Königtum* の代表的な人物の史的な評価を無視している訳ではない。しかしながら *F. Wernli* は *Gregorii episcopi turenensis historia francorum* に依拠しつゝ、*Chlodwig* が、戦利品の分配をさいして、法律上王に帰するより多くの部分を王に与えることを戦士たちが拒絶することをおそれ、あえて戦士たちをうちたおすようなことをしなかつたということのうち、王が戦士たちの昔からの権利を顧慮せねばならなかつた事情を看取している。⁽³⁸⁾

しかしこのことは、戦士たちがリーテンに等しいいわゆる *Königsfreien* であるといつた等族法的な意味にとることとはでない。⁽³⁹⁾ クローヴィスによるこの戦士のうちたおしは、国制上の問題でなしに、*biografisches* な問題であると、*F. Wernli* は述べている。

なお *Liten* がいわゆる *Königsfreien* であったことは、サリカ法典からは推断されない。ガロロローマ人が、*Wergeld* に関して、リーテンに等置されており、部族法上の自由人である《*ingenuus*》に対して少ない権利しかなかったことは、はっきりとめられている。リーテンは何等自由人でなく、王以外の *Herr* をもっていた。しかし *Francus* は明らかに *ingenui* であった。

たしかに *Theodor Mayer* の思考するような *Liten* と相対すると思われる *gregarius miles* がすでにカロリング時代に存在した。フルクインの書簡中に、*„gregarios id est ignobiles viros pluriores habent.“* (EP 175) とみえ、これ等が *„privato milite,“* (*privatsoldaten*) であったこととどうして *Karl Bosl* が言及しているか。(Die Reichsministerialität. SS. 89-90.)

しかし *Gaukönig* からフランク国家の統一への進展過程で、*neustria* の *rex Chlothar* (670) 又は *Maior domus charlmartel* 没後の *austria* の *maior domus Carloman, neustria* の *maior domus Pippin* のように各部族の *Volk* を基礎として *Herrschaft* が形成され、*maior domus* の制度が廃止されても *Volk* の政治、軍事、裁判等の諸関係への伝習は、*seniorat, ambacht = Amtadel* 等の拾頭でもかかわり、ついに *Fredegarii Scholastici Chronicleum* 以来それぞれの年代記の中で頻繁にみられる。

このようにバイエルンの部族太公領のような *civitas* から *Stammesstaat* ⁽²⁵⁾ への転換がおこったのは、*F. Wernli* のいわゆる *Gemeinfreien = ingenui* は大きな意味をもっていた。

7 Patrozinien als Indizien für Militärkolonien

この *Dannenbauer, Weller* によって軍事植民の指標としておぼろげに *Patrocinium* 及び *Personennamen, Ortsna-*

men が、検討の対象となっている。

クリスト教の信仰や普遍的な教会にとって、部族的境界は、信仰の理念や教会の慣習及び新しい教団が全中世にわたって、ローマ教会の全領域内の部族の境界 (*Stammesgrenzen*) から全く独立に普及したのであまり意味がなかった。

patrocinium が一種の流行であったことはこれ以上述べることともなからう。

Martinskirchen (従って *Martinspatrozinium*) は、信者達が、この愛する聖者に感激した処では、いたる処に成立した。

従っていたる処であらわれた *Königsinsiser* と *Martinskirchen* の偶然的併発から推論して、*Königsinsiser* がフランクの軍事的植民者として、フランクの *Patrozinium* を齎らしたというようなことはほとんど不可能である ⁽²⁶⁾

Ortsnamen 中の *Personennamen* とどうして *Paul Kläui* は、次のように述べている。「従来植民の過程は、*Familie* や *Sippe* から規定されていたと考えられていたが、現在では、非自由農民をつれた *Gruntヘル* としての *der adelige Herr* が、決定的な発言権をもち、また植民の問題はこの視点から着手されねばならないという認識に到達した。このことは地名研究にも妥当する。」そして *P. Kläui* は、*Dannenbauers* や *Weller* を指示している ⁽²⁷⁾

植民の領主的な性格は、同一の *Herr* による多数の植民地の創設にその根拠をもっている多くの名称の名残によって説明される。そこでたがいに接近した場所である *Trüllikon, Truttikon, Trüttlikon* の名称は、共通の創立者を推論せしめると *Paul Kläui* は考えている。

しかしそのような地名には、村落内に住んでいる農民の名が含まれている。しかもそれはすべてあとの名前の祖先と思われる。 *Kläui* は、そのような矛盾に気づいていないように思われる。

以上のことは、一つの考え方が、後期中世の *Familiennamen* と *Ortsnamen* の一致によって多くの例を提供した *Bruno Boesch* の考えるように ⁽²⁸⁾、同一の植民者グループの血縁的成員が同一空間の別な場所に住み、*Sippe* 内で同じ似た名がし

ばし与えられるとも仮定しうる。

この仮説は一つの可能性を提供するが、外にも同じ名をもった二人の者が、偶然に近くに Hofe をたてたということも充分考えられる。

patrocinium については、聖堂の側からのみならず、Vasallität (Lehnwesen) の領主と農民関係への下降の面についても考慮する必要があるまいか。St. Gallen 等の例からも precariae を媒介として patrocinium が、逆に Königszinsler へ影響をもつことも考えられる。

次の例は、一般的なものとしては不適当ではあるが、そのような推論の可能性を与える。

「フインハルトは、口にいづも変らず健在なることを望む。N 伯の息子 Frumoldus は、年のせいより病気のために弱くなつており、——つまりながい間の、ひどい足の痛みでなやまされておろ——その父が伯であったブルグントの Gent のガウに別に大きくもない Beneficium をもっている。そこで貴殿が Frumoldus を深切にたすけないならば、彼がくるしめられている病気のために、宮廷に伺候することができず、このベネフィキウムを失うことをおそれている。そこで（皇帝ロタールの）祖父（カール大王）が、与え、（皇帝ロタールの）父が、さらにそれを保持することを許したベネフィキウムを、彼（Frumoldus）が、健康回復のあかつきた、（皇帝ロタールの）前面に自ら伺候し、げんしげんな慣行に従って皇帝ロタールにゲフオルグシヤフトを誓約できざるまで、さらに保持できざるように、この窮状を考慮して、主皇帝（ロタール一世）に乞うよう御はからしいいただきたい。」

„Finhardus U. Sempternam Salutem. Frumoldus filius N. comitis, …… magis infirmitate quam senectute confectus — nam continuo ac gravi pedum dolore vexatur — habet beneficium non grande in Burgundia in pago Genawense, ubi

pater eius comes fuit, et timet illud perdere, nisi vestra benignitas illi optuletur, eo quod propter infirmitatem, qua premitur, ad palatium venire non potest. Idcirco precatur, ut pro sua necessitate dominum imperatorem rogare dignemini, ut permittat se habere beneficium, quod avus eius illi concessit et pater habere permisit, quod usque viribus receptis ad eius presentiam venerit ac se solemniter commendaverit.” (MG. Epp. V, S. 123, Nr. 27, vom Jahre 833.)

もし F. Wernli が述べたように^(註)、王が病人や虚弱者又は不具者を召集することに興味をもたず、これ等の者が有能な戦士を装備するなら、その方がずっと王の役に立ったとするならば、右の文書中の Frumoldus が、その病が癒えぬためゲフオルグシヤフトの代りに hostilitium や census regis を納めるとする^(註)、この beneficium は Bauernlehn の形をとり、precaria を媒介として patrocinium が逆に Königszinsler に滲透してゆへんことなる。

さらにドイツの Landeskunde の研究の展開が、戦後の軍事的制約の緩和とともに地誌的調査を盛んにし、地名やそれに含まれた人名の研究によってフランク時代の軍事的植民の事態を明らかにしようとしている。しかしこの問題はドイツ並びにその Peripherien の的確な実体の究明、とくに軍政並びに行政、司法（裁判）、経済等の裏付けによって始めてその意義が確定される。従ってきわめて希望的な与件の設定は、時には真実から大きく離反するといった思わぬ事態をまねくこととなる。

八 Paraveredi

なお Dannenbauer が Königsfreien の指標としてあげた右の hostilitium の内容としての paraveredi 及び F. Wernli は次のように述べている。

H. Dannenbauer は Rheinland や Sachsen に植民した多数の王の自由人の証拠として Pferd と云ふことばをもち出した

しる。

この領域は paraveredus とはいつともなく、古ドイツ語の Ross (Ross) とはいつともばをおしのかたとお、paraveredi をたてる義務のある人々、つまり liberi homines (die Königszinser) が人口の著しい部分を形成したと考えねばならぬだろうと考へてゐる。⁽⁴²⁾ だがドイツの国語の使用範囲中の全南部の国語中で、Ross とはいつともばがもつばら使用されていることからこの領域では、Königszinser が欠けていたか少なかったということが、同じ必然性をもって結論されるに相違ない。⁽⁴³⁾

Parafidos の Gemeinfreien の負担する処じあり、Königszinser と特有のものではなかつた。

Paraveredus は、Ross (Zugtier) やたは hostium とお、hubae ingenuiles のたは hubae serviles 又は hubae lidialis の義務じもあつた。つまり兵士はその兵糧をこのたはな Tragpferd 又は Zugpferd とよつて運んだ。従つて Dannenbauer が paraveredus や Königsfreien の義務とはいつともば、その範囲を狭めておしおしとじなる。もしも Gepäckpferd は paraveredus とつて記された。⁽⁴⁴⁾

たは Dannenbauer とお、mansa ledilia とお王料地じもつたたはいつともばとつておつた。⁽⁴⁵⁾ だがこれ等の hubae lidiorum が、実際にかつて王料地じもつたたはいつともば等の Liten が、自由な Königszinser と属してつたことは確かじなう。ノランタやザンセン法の Laten 又は Liten は何等自由な Königszinser じはなかつた。⁽⁴⁶⁾

このたは F. Wernli は、Gemeinfreien の自由の基礎は、Volksgemeinde の成員 (ingenuus) とお、いつともばの理論的基礎を置つたたは、おは Wolfgang Metz は Robert Latouche の Les origines l'economie occidentale, 1956. の理論をいつともばと G. Caro の一説自由人の (非自由人じはたは) 優位説を近づめじもつた。ドイツの Grundherrschaft 理論の Antithese とお。

とつて Herrschaft の最高形態とつて Königium から出た liberi homines = Königsfreien とお、⁽⁴⁷⁾ 4. Ceteris vero liberis hominibus quos vocant pharigildi. とつたエドマンナ田原中長 (Edictum de expeditione Corsicana-An. 825 Febr. 20) とつて再考する必要がある。

つまりこのたは自由な Königszinser は liberi homines (Gemeinfreien) の一説じはたなかつたたはいつともば。

王権の一元化たは Königsfreien じはた Allgemeiner Untertaneneid とつて王の臣従関係じ入つたたは Königsfreien から如何で位置するか、そしてそれとつて新つて Verstaatung の設置じはたは Gemeinfreien (國家の公民 [Publikation]) とはなかつたたは危険じもつたが、liberi homines = Gemeinfreien じはた (Volksgemeinde とお、中世包養たは) Grundherrschaft が学術的理論じはたは同じたは terminus technicus とつて強じはたは。つまりいつともば Königium (王権) のたは Volksrecht (民権) の一元化は行なわれがたは。

F. Wernli とお Herrschaft の Genossenschaft の相互作用を強じはたは der herrschaftliche Pol が次第に強じはたはいつともばとつた。⁽⁴⁸⁾

F. Wernli はノランタ社会の Verstaatung と Feudalisierung の Dynamik とお、たは國制の問題と現実の政治経済的たは力関係を区別じはた。つまり Gemeinfreien (ingenuus) の部族集団から政治集団への展開を媒介たは die Wirtschaftsverfassung (Ykzar) とお Stände から Ykzar への運動たは考慮たは必要じはたは。最後じはたは Neogemeinfreien-Theorie がいつともばの正当性を取得したとつて Theodor Mayer, Heinrich Dannenbauer の Königsfreien-Theorie とつて F. Lütge の言葉をもう一度引用する必要がある。

„Doch gilt ja für jede Wissenschaft, dass geniale Irrtümer fruchtbarer sind als banale Wahrheiten.“ — Friedrich Lütge.

- 其(一) Tacitus, Germania, cap. 7.
- (2) 以下は自由民の非自由民を区別する。 ceteri liberi homines quos vocant bargildi. など。 bargildi と全くの非自由民が居ることを示す。 (註)
- (3) 以下は Königstreien と稱する。 liberi homines の下に中世に表れた自由民の terminus technicus と異なる。 Gemeinfreien 等。 Grundherrschaft の下に封建上の規程がある。
- (4) Fritz Wernli, Die Gemeinfreien des Frühmittelalters. S. 13.
- (5) Tacitus, Germania. cap. 25. Dannenbauer, Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen. Hist. Jahrb., Bd. 61. 1941. S. 16. ff. Wernli a.a. O., SS. 15—16.
- (6) Tacitus, Germania, cep. 25.
- (7) F. Wernli, a. a. O. S. 16.
- (8) F. Wernli, a. a. O. S. 17.
- (9) F. Wernli, a. a. O. SS. 27—30.
- 以下は自由民の非自由民を区別する。 liberi homines の下に中世に表れた自由民の terminus technicus と異なる。 Gemeinfreien 等。 Grundherrschaft の下に封建上の規程がある。 F. Wernli 等。 Marxismus と同等の関係もなく、むしろ封建的区別の区別を示す。 Marxismus への一時的な批判は F. Wernli への批判と異なる。 (註)
- (10) F. Wernli, a. a. O. S. 31.
- (11) Nitardi historiarum libri, IV. 2. (22—23) (Reinhold Rau. S. 448.)
- (12) Dannenbauer, Hist. Jahrb., 61. Bd., 1941, S. 26 and Anm. 69.
- (13) F. Wernli, a. a. O. SS. 31—37.
- (14) F. Wernli, a. a. O. S. 35. U. B. ST. Gallen, BD. 2 Nr. 527, S. 140. (一説は phasis ではなくて phasis 完全な法である。)
- (15) F. Wernli, a. a. O. SS. 34—35.
- (16) Ulrich Stutz, Karls des Grossen divisio von Bistum und Grafschaft Chur.
- (17) Herrneigentümer an Menschen → Herrneigentümer an Land. (Max Weber, Friedrich Lütge.)
- (18) F. Wernli, a. a. O. SS. 38—39.

- (19) Dannenbauer, Adel, Burg bei den Germanen, Hist. Jahrb., Bd. 61, 1941, S. 34, Anm. 102.
- (20) Dannenbauer, a. a. O. (Grundlagen der Mittelalterlichen Welt. S. 157. ff.)
- (21) F. Wernli, a. a. O. S. 40.
- Dannenbauer は、中世に現代の官僚国家と同じように法律行為が文書で確定されているとの前提でその歴史像を構成している。そして近世の組織的な官僚国家を中世に移しかえている。しかしそのことを彼が、 Waitz や十九世紀の市民国家の研究者を批判した点ではなかった。
- (22) F. Wernli, a. a. O. SS. 51—53.
- W. Metz は、 Dannenbauer の矛盾を述べた。 Königszentene からフランクの裁判制度の centena の史的展開のコースを考えたが、 Zentene は最初からフランクの裁判制度の単位であり、軍事的植民のための制度ではなかった。
- (23) F. Wernli, a. a. O. S. 11.
- (24) F. Wernli, a. a. O. S. 13.
- (25) F. Wernli, a. a. O. S. 38.
- (26) H. Dannenbauer, Grundlagen der mittelalterlichen Welt. S. 154. (Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen.)
- (27) Ludurig Schmidt, Allgemeine Geschichte der germanischen Völker. S. 93. ff.
- (28) K. F. Stroheker, Der senatorische Adel im spätantiken Gallien.
- (29) Ludwig Schmidt, Geschichte der Wandalen. SS. 154—155. ff.
- (30) H. Dannenbauer, Die Freien im karolingischen Heer. 1954, S. 51. ff.
- なおこの点こそ Th. Mayer は次のように述べている。 「フランク時代」の王の自由民 (Königstreien) は、現在の文献でそのようなものとして記された一般自由人 (Gemeinfreien) であった。そしてこれらの人々はフランクの軍隊の広汎な大衆をあらわし、その戦争の義務は広汎であり、とくに外国での戦争の場合、これ等の人々はきわめて長期にわたって故国をはなれるので、その戦争義務は軽減され規制されるようになった。」 (Th. Mayer, Die Königstreien und der Staat des frühen Mittelalters. S. 22. ff.)
- しかし部族法の完全自由人 (Vollfreien = Ingenui) は王の自由人と全く異なる。 Th. Mayer は考へてい
- (31) J. P. Migne, Patrologiae latinae, tomus xcvi. pp. 463—464. Edictum de expeditione corsicana (An. 825, Febr. 20).
- (32) F. Wernli, a. a. O. S. 82.

- (33) F. Wernli, a. a. O. S. 85. F. Lütge, Geschichte der deutschen Agrarverfassung. S. 30.
- (34) F. Wernli, a. a. O. S. 89.
- (35) Gregor von Tours. II c. 27.
- (36) Theodor Mayer, Die Königstreuen und der Staat des frühen Mittelalters S. 20.
- (37) じじいばあやんちの純粋な Sippe はなく、地縁的な関係の方が優位するであろう。
- (38) F. Wernli, a. a. O. SS. 96—97.
- (39) Paul Kläui, Ortsgeschichte, S. 43. F. Wernli, a. a. O. S. 104.
- (40) Bruno Boesch, Die Gruppenbildung in altsiedlerischen Ortsnamen, S. 258. F. Wernli, a. a. O. S. 105.
- (41) F. Wernli a. a. O. S. 74.
- (42) H. Dannenbauer, Grundlagen der mittelalterlichen Welt. SS. 269, 270.
- (43) F. Wernli, Ebenda, S. 123.
- (44) F. Wernli, a. a. O. S. 125.
- (45) H. Dannenbauer, Grundlagen, S. 266.
- (46) F. Wernli, a. a. O. S. 124.
- (47) F. Wernli, a. a. O. S. 10.
- (48) 前掲 Die Rechte des Volkes の章参照。

(本稿は塾の学事振興資金による研究の一部である。)

—一九六五・五・八—

エルベ以东・上ラウズイツツ地方の農村市場町(二)

寺尾 誠

二、後進型農村市場町の諸類型

——社会的分業の展開と関連して——

我々は既に前節において、エルベ河の東部・上ラウズイツツ地方の農村市場町の停滞的成長を確認し、その最大の原因を農業制度の内部構造の特殊性に求めた。すなわちこの地方特有の農村社会とこれを基盤に近世初期に成立する独自の封建反動体制こそ、エルベ河以西のザクセン地方と上ラウズイツツ地方の農村市場町や農村都市の成長・発展を著しく異なったものとしたのである。

ところで両地方の農村市場町成長の対照的姿は、社会的分業の展開度にも大きく依存している。マックス・ウェーバーは「農業制度と資本主義」という講演で東西ドイツの資本主義成立過程相違の要因をあげている。^(注1) 彼はそこで農業制度の伝統と共に、社会的分業の進展度、特に自然条件に基づく社会的分業展開の多様性を決定的要因としてあげている。すなわち西部・南部のドイツでは比較的緩やかな封建領主制と自然条件の多様さに基づく社会的分業の展開が、極めて集約的農民的商品

エルベ以东・上ラウズイツツ地方の農村市場町(一)

二一 (七一三)